











飯田市行政に係る陳情書

- その1 まちづくり委員会に係る陳情
- その2 社会福祉協議会に係る陳情
- その3 監査員の任務ほか、市の法律違反に係る陳情

令和8年5月13日

飯田市議会議長 竹村圭史様

陳情者 飯田市白山町3丁目東2番地14
株式会社章設計
取締役 熊谷章文 
飯田市毛賀631番地
小木曾健宏 
飯田市松尾明7495番地1
熊谷勉 
飯田市丸山町2丁目4-3番地
倉田一弘 
飯田市鼎下山723番地3
澤口吉夫 
飯田市上久堅5480番地5
長沼成 
飯田市毛賀622-1番地
菅沼靖夫 
飯田市松尾城5114番地5
松村泰彰 

飯田市座光寺2048番地3

横前弘人



飯田市上殿岡129番地11

板倉正明



まちづくり委員会に係る陳情書

第1 陳情の趣旨

1. まちづくり委員会と地域協議会の関係性齟齬について

市は、20の地域を地域自治区として地域協議会を設置しており、各地域の自主的団体である、自治会、町内会、区会、（部落会）等の組織をまちづくり委員会に再編させた。

しかし、各地域のまちづくり委員会は、それぞれの自主的団体における事情において、それぞれの組織形態で形成されており、まちづくり委員会として統一されていない。

そのため、地域課題の解決や地域振興活動にばらつきが生まれ、地域協議会とまちづくり委員会、自主的団体との連携に支障が出ている。

また、それまでの自主的団体である、自治会、町内会、区会、（部落会）が、まちづくり委員会の下部組織とされたことで、自主的団体（隣組）からの要請や要望が直接市に届かない。

以上の件を調査審査のうえ、地域協議会とまちづくり委員会との関係性を整理するに併せて、自主的団体（隣組）や個人・団体からの要請や要望が、議員、あるいは市の関係業務課へ直接届く仕組みを求める。

~~2. 佐藤市長の飯田市自治基本条例に背く行為と公職選挙法違反について~~

~~佐藤健市長が、令和6年6月14日から10月1日までに、まちづくり委員会等を通じて自治会に組合回覧を配布して開催された「市長との懇談会」は、飯田市自治基本条例の原則に背く行為であるに併せ、公職選挙法第129条「事前運動の禁止」及び、同法第136条の2第1項「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」に該当する。~~

~~以上の件を調査のうえ、関係者を厳重に処分するとともに、調査結果の公表を求めます。~~

第2 陳情の理由

1. まちづくり委員会と地域協議会の関係性齟齬について

※ まちづくり委員会とは：「各地域自治区の区域に対応する形で設置され、自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯・防災関連団体等の幅広い各種団体の代表者らから構成され、地域協議会と緊密に連携をとり地域協議会を経由して行政と連携している。」（総務省への届け内容）

※ 地域協議会とは：「地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるように、市長が選任する構成員で構成される特別職の地方公務員組織」（地域協議会は市長権限の配下であることを示す。）

1) 飯田市自治基本条例におけるまちづくり委員会等の条例違反について

まちづくり委員会の組織構成は、各地域の自主的組織団体（自治会・町内会・区会・（部落会）等）だけを配下に置き、それら各団体の代表者や役員らを地域協議会の委員として選任するのは、飯田市自治基本条例（第4章地域自治）に違反する。

ア) 飯田市自治基本条例における地域協議会とまちづくり委員会（自治活動組織）の関係性

市は、「地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます」として、市内全域に20の地域協議会を設置している。

地域協議会は、「地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。」とあるが、市長が設置した市長の管理する団体である。

市長は、「市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。」として、各地域にまちづくりのための委員会等（まちづくり委員会等）を「自治活動組織」として設置させ、各地域の自主的組織団体（自治会・町内会・区会・（部落会）等）への市民の入会を呼び掛けている。（自主的組織団体でない市民の意見が届けられない。）

一方で、自主的組織団体に入会していない地域住民に対しては、地域協議会に入会するか、まちづくり委員会等に入会するかの選択権も与えている。

※ 自治会・町内会・区会・（部落会）等は、地縁に基づいて形成された団体であり、地域的な共同活動を行っているため、地域協議会へ包含できない。そのため、まちづくり委員会に再編させた。

※ （部落会）とは、行政の末端組織であるため、自主的団体とはならない。

イ) 総務省「基礎自治体における住民自治について」との齟齬と実態

総務省広告の「基礎自治体における住民自治について」「特色ある事例③：長野県飯田市」において「この『まちづくり委員会』は、地域自治区の区域に対応する形で設置。自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯・防災関連団体等の幅広い各種団体の代表者から構成。』と紹介（資料1）されているが、実際のまちづくり委員会等の構成は、各地域の「自治会あるいは町内会」「区会」「（部落会）」だけを配下としており、その内から社会福祉・青少年・防犯防災委員を選出しており、既成団体である『社会福祉協議会』『青少年育成団体』『防火・防災関連団体』等の、幅広い各種団体の代表者から構成されていない。

ウ) 飯田市自治基本条例に整合しない事例

※ 公民館は市が設置していることから、自治活動組織である地域協議会やまちづくり委員会等に加わることは出来ない。

一部の地域協議会やまちづくり委員会等は、公民館も組織の一団体とされている。（平成 17 年、公民館を自治公民にするかについて市長は「国の方針を見ながら 5 年を目途に解決する」とされたが、実行されていない。

地域協議会とまちづくり委員会が一体化している地区がある。

地域協議会も自治活動組織も設置せず、自治会だけの地区がある。

☆事例 1 飯田市座光寺地域自治会

座光寺地域自治会は会則施行規定を設けた独自の自治会であり、会費を徴収し同自治会を運営しているため、「飯田市パワーアップ地域交付金交付要綱」第 2 条における交付金の支払いは、同要綱に抵触する恐れがある。

☆事例 2 竜丘地域自治会

竜丘地域自治会会計規定において公民館管理委員会を設置しているが、公民館を自治会組織に組み入れることはできない。

☆事例 3 齟齬について

地域協議会へ入会する市民は会費を伴わない。まちづくり委員会（自治会等の構成）へ入会する市民は、自治会等の会費（区費・部落会費等）を納入しているために、公平性が担保されていない。

自治会からの陳情が、まちづくり委員会等で審議されて地域協議会に上がらない事例が多く有る。また、まちづくり委員会等から地域協議会へ上げて地域協議会から市への陳情は行われていない。

市民の要請や要望などの陳情は自治会等の自主的団体から議員になされていた。しかし、まちづくり委員会設置後、議員からは、「要請や要望はまちづくり委員会に挙げるよう」指示される。また、市職員からも「まちづくり委員会を通すように」「議員は要請や要望を受け付けない」と指導される。

※ まちづくり委員会は、「市行政への意見や提言」を地域協議会に挙げる役割であり、自治会等の要請や要望をくみ上げる団体ではない。

従って、市長や議員は自主的団体からの要請や提言を受けることは無い。

エ) 地域協議会・まちづくり委員会等に関係する不法行為について

☆回覧物及び配布物の嘱託委託がまちづくり委員会等の役員で行われている件

回覧物や配布物の嘱託委託は市との契約事項であるため、また、まちづくり委員会等は飯田市自治基本条例に基づく自治活動組織であるため、嘱託委託をまちづくり委員会等の役員に担わせることはできない。

自治会に入っていない、あるいは自治会を脱退した市民に対して、まちづくり委員会や自治会等の自主的団体が、回覧板や配布物を停止することはできないはずだが、実際に回覧板や配布物が停止されている。

※ 飯田市自治基本条例に、「回覧物及び配布物取り扱い」に関する条項が無い。従って、地域協議会やまちづくり委員会等が回覧板や配布物の嘱託委託を行うことはできない。

☆まちづくり委員会の役員等の報酬の件

市長は、「飯田市パワーアップ地域交付金交付要綱」の第2条において、「交付金は、地域自治区(飯田市地域自治区の設置等に関する条例(平成18年飯田市条例第42号)の規定に基づき置かれたものをいう。次項において同じ。)」の区域において、中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等(以下「まちづくり委員会」という。)に対し、交付するものとする。」とあるが、まちづくり委員会等が、自治会・町内会・区会・(部落会)等だけで構成されている関係上、交付金の交付は出来ない。併せて、(部落会)は市の末端組織であるため、交付金は交付できない。

※ 各区域、または各地域にある、自治会あるいは町内会、区会、(部落会)等は、長く存在している住民独自の既成団体であり、その運営費(役員・委員手当)は各々に加入する住民の年会費において賄われている。

オ) 飯田市自治基本条例の違法性について

地域自治区制度による地域協議会の趣旨は、「住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見を取りまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。」とあり、地域協議会の権限として、「地域自治区の区域に係る重要事項等について市長が意見聴取/市長等に対する意見具申権。」として「区域内の公の施設の設置及び廃止」「区域内の公の施設の管理のあり方」の重要事項の例、「地域福祉に関する事項」「地域の環境保全に関する事項」の意見を述べる事が出来る事項例があり、地域協議会の構成員は市長が任命するとある。

しかし、飯田市は自治基本条例第14条(まちづくりの委員会等)、第15条(自治活動組織)において、各地域にまちづくり委員会等を設置して、「※地域協議会の委員は、「まちづくり委員会」の推薦(約80%)と公募(20%)に基づき、市長が選任」、「この「まちづくり委員会」は、地域自治区の区域に対応する形で設置。自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯、防災関連団体の幅広い各種団体の代表者から構成」、「「まちづくり委員会」は、地域協議会と緊密に連携を取ることで、地域協議会を經由して行政と連携。」との権限を「まちづくり委員会」に設けている。

そもそも、「まちづくり」とは、地域の魅力を高めるための総合的な取り組みを示すものであり、地域自治区制度の趣旨において設置される地域協議会の役割である。従って、地域協議会を設置したのであれば、自治会・町内会・区会・(部落会)等だけに特化した、まちづくり委員会等を設置することはできない。

※ 全国他自治体の地域自治区においては、まちづくり委員会等は設置されていない。

総務省地域自治区制度の趣旨は、「住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。」であり、地域協議会の設置を目的とされている。従って、飯田市自治基本条例（まちづくりのための委員会等）第14条以下の、まちづくり委員会等を地域協議会の下部組織として設置するとの同条例は、総務省地域自治区制度の趣旨に適合しない。

~~2 佐藤市長の飯田市自治基本条例に背く行為と公職選挙法違反について~~

~~1) 佐藤市長の飯田市自治基本条例に背く行為~~

~~佐藤健市長は「市長と語るまちづくり懇談会」と称して、先に、各地域の地域協議会及び、まちづくり委員会等に指示して、意見等内容（懇談会内容）を事前に準備させており、それらの意見等に応えるべき、教育長や担当職員を伴って開催している。~~

~~☆ 地域自治振興課長の発言~~

- ~~・「市長と語るまちづくり懇談会」は毎年恒例で開催している。~~
- ~~・各地域のまちづくり委員会等の要望を聞き取る目的で開催されている。~~
- ~~・飯田市自治基本条例では市民の要望を受ける場（会議等）が決められていないために、市長が自ら出向いている。~~
- ~~・公職選挙法に違反しないと市の選挙管理委員会に確認を取っている。~~

~~飯田市自治基本条例の目的は、「市民が主体のまちづくりを協働して推進すること」とされ、地域協議会は、「条例で定める重要事項等」について市長が~~

~~意見聴取／市長に対する意見具申権（提案）を行う、または行えることで、市長は意見を受ける立場にある。~~

~~地域協議会の権限としては、「区域内の公の施設の設置及び廃止」「区域内の公の施設管理のあり方」「地域福祉に関する事項」「地域の環境保全に関する事項」と決められている。~~

~~以上の事から、各地域のまちづくり委員会等の意見具申は各地域協議会から市長に挙げられるものである。従って、各地域協議会ではなく、直接に各地域のまちづくり委員会等と「市長と語るまちづくり懇談会」を開催し、かつ、地域協議会の権限の範囲外である市民の要望を受ける形の懇談会は、飯田市自治基本条例の趣旨に外れ、同条例に違反した佐藤市長の独断行為である。~~

~~また、「市長と語るまちづくり懇談会」は、「まちづくりをテーマとした意見交換や話し合い」であることから、仮に、「市長と語るまちづくり懇談会」が意見具申権を要する懇談会であったとしても、市長は意見聴取するだけであり、要望を受ける立場にない。~~

2) 佐藤市長の公職選挙法違反について

~~佐藤市長の下記の事実に記載の所為は、公職選挙法違反、同法第129条第1項、「事前運動の禁止」及び、同法第136条の2第1項「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」に該当すると思料する。~~

ア) 経緯

~~佐藤市長は、令和6年4月4日に、飯田市役所3階記者クラブにおいて、令和6年10月13日告示、投票日同年10月20日に行われる「飯田市長選挙」への立候補を表明している。~~

~~佐藤市長は、立候補を表明した後に20地域の地域協議会及びまちづくり委員会等と協賛して、「市長と語るまちづくり懇談会」の通知を、各地域協議会員、あるいは各地域のまちづくり委員に回覧を委託し、各地域それぞれの、自~~

~~治会又は町内会、区会、（部落会）へ配布回覧させて市民を集め、令和6年6月14日から、市長選挙告示直前の令和6年10月1日までの間、同懇談会を開催した。~~

~~イ) 経過~~

~~佐藤健市長は立候補を表明した後に、「市長と語るまちづくり懇談会」を計画し、市が設置した20地域の地域協議会や20地域のまちづくり委員会等と協賛し、各地域の地域協議会会員及び、まちづくり委員会等会員を参加させ、各地域の地域協議会や各地域のまちづくり委員会等が事前に用意した懇談内容を「各地域住民の要望」と決めつけ、それらの要望に、教育長、関係部長及び担当職員を同席させて準備された回答を行った。~~

~~これらの行為は、公職選挙法 第129条第1項「事前運動の禁止」及び、同法第136条の2第1項「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」に抵触する。~~

~~※まちづくり委員会等は、「飯田市自治基本条例」において設置されており、市長の権限が及ばない団体である。~~

~~※ 地域協議会（20団体）は、「飯田市自治基本条例第13条2項」において市が設置した団体であり、地域協議会の委員（役員）は市長が選任している。~~

~~※ 地域協議会は「地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進する。」団体であり、市行政へ地域の課題を提言する役割を担っている。~~

~~※ まちづくり委員会等は、各地域協議会の下部組織として位置付けられており、「市行政への意見や提言」を地域協議会に挙げる役割を担っている。~~

~~※ 地域協議会及びまちづくり委員会等は、加入会員（自治会員等）のみにより組織構成されている。~~

~~※ 総務省広告の「基礎自治体における住民自治について」「特色ある事例③：長~~

~~野県飯田市」において、「この『まちづくり委員会』は、地域自治区の区域に対応する形で設置。自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯・防災関連団体等の幅広い各種団体の代表者から構成。」と、届けているが、実際のまちづくり委員会は、各地域の自治会や町内会、区会、（部落会）等の住民のみで構成されている。~~

~~※ 各地域の自治会や町内会、区会は権利能力無き団体であり、地縁に基づく集まりである。~~

~~※ 部落会は市の末端組織であって、自主的団体ではない。~~

~~※ 「市長と語るまちづくり懇談会」の通知を配布した者は、各地域の地域協議会や各地域のまちづくり委員会等の委員であり、行政嘱託員または、行政代務員ではない。また、これらの通知により集められた住民は、地域協議会あるいは、まちづくり委員会等の会員だけである。~~

3) 陳情に至る経緯

地域協議会の委員（役員）は市長が選任しており、また、委員への報酬は公費が充てられている。そのような地域協議会やまちづくり委員会等が佐藤市長の求めにおいて、自治会等に「市長と語るまちづくり懇談会」の通知を回覧させて懇談会を開催し、地域協議会やまちづくり委員会が策定した議題に基づき要望したこと、それに応じて佐藤健市長が回答すること、併せて、それぞれの会員からの要望に対してそれを受け入れるような回答は、「再選したら実行します」と、それぞれの会員に想起させることになる。

立候補を表明してからの「市長と語るまちづくり懇談会」の開催は、来るべき市長選挙に向けての佐藤市長の個人活動であり、各地域の地域協議会や各地域のまちづくり委員会等が市長と協賛して自治会等へ呼びかけ市民を集めたこ

~~とは、公職選挙法第136条の2第1項「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」に違反し、懇談会において市民の要望を取り上げ、その要望に回答したことは、公職選挙法第129条第1項「事前運動の禁止」に違反する行為である。~~

ア) 証拠資料（地域自治振興課提供）

1) 令和6年6月19日開催「竜丘地区の懇談会」

・10頁（佐々木正臣さん要望）

「古墳を見て回ることも大事だが、詳しく紹介していただける場所と言うか、簡単な建物でもいいし、見に来られた方の車を止める駐車場とか、そういうようなことも整備していただけるとよりこの地域の古墳についての関心が高まり、全国への発信が出来るのではないかと。…ギフチョウなどについても、自然のバロメーターであるということも多くの方に発信する、…ぜひ発信していただけるとありがたいと思っている。」

・11頁（佐藤市長の発言）

「竜丘の古墳のガイド施設をと考えている。…そのことについて知っていただくためのガイドライン施設というのはどこかのタイミングで是非作りたいと思っているため、計画をつくるまでもう少し時間を頂きたい。」

※ ギフチョウの情報発信施設は佐々木氏の個人的な要望であり、施設をつくるとした上で、「もう少し時間を頂きたい」とは、再選を前提とした返答である。

2) 令和6年6月26日開催「羽場地区の懇談会」

・7頁（大蔵自治会長の発言）

~~「今後続けていくには自治会の事業に出やすいとか、いくつかの町内をまとめるとかになると思うが、答えが出ない、どうしたものか」~~

・ 5 頁（佐藤市長の発言）

「自治会役員の選出については、20 地区共通の課題であり、…他の地区では、役員を減らすよう対応している。役員の数減らす前提には、仕事についても整理する。一方で仕事を少なくしすぎると、人と人とのつながりが減ってしまう心配もある。…頻度を減らすことをやっている。…来年の選出には間に合わないが、少なくとも来年度の選出には、皆様にもはやめはやめに話をして進めていきたい。」

※ 自治会は行政とは一切関係しない。自治会の役員選出に市長が言及することはできない。

3) 令和6年7月4日開催「丸山地区の懇談会」

・ 2 頁（佐藤市長の発言）

「駅は開通を待たずに進めていきたいと思います。イメージとしては小さな道の駅、駐車場があって、広場があってそんなイメージ。」

・ 5 頁（塚田さん要望）

「川の中に土砂が堆積している所がありました。…重機のようなものでやっていただける話があればお願いしたい。」

・ 5 頁（佐藤市長の発言）

「一度、担当が現場を見に行きたい、私じゃないですけど、担当が見にいきまずんで、緊急性を判断させてもらって、手に負えないものは業者をお願いさせていただければ。」

・ 6 頁（佐藤さん要望）

「リニアは 2034 年というのが、…東京まで早いと言うのを経験したいと言うか希望を持ちたい、まったく今から 10 年先なのか、市長はどうお考えなのか。」

・ 7 頁（佐藤市長の発言）

~~「今の知事は我々の知らない人ではないので、お会いできればそういう話もし~~

~~たいと思っている。」~~

※ 佐藤市長は市長選の公約に「リニア開業までの期間に駅に道の駅をつくる」を掲げている。

4) 令和6年10月1日開催「松尾地区の懇談会」

・2頁（会長挨拶）

「市長の公約の中に「2050年日本一住みやすい飯田」とあったと思う。その先頭ランナーを松尾が努めたいと思っているのでよろしくお願いします。」

（市長の公約に賛同するのは選挙運動と認識していることになる。）

・3頁（恩田副会長）

【誰もが住みやすい地域づくりを目指して】と題して現在の取り組みを話した後
に「飯田市として具体的な取り組みについてお話を頂戴したい。」

・6頁（佐藤市長の発言）

「しっかりと受け止めて、職員で対応していきたい。」

・7頁（山崎こども健康未来部長の発言）

「来年度支援できることがあれば支援していきたい。」

・8頁（児童クラブ松澤館長）

「補助金が30万円では開所することはできない。それではやろうとする人がいないだろう。また、来年度実施する予定だが、今回は相談に行き断られてしまった。市は地区を応援するスタンスであってほしい。」

・8頁（民生児童委員西田会長）

「地域がどういうふうに関わり合っていくか道筋を立ててほしい。」

・8頁（山崎こども健康未来部長の発言）

「解決策を一緒に考えていきたい。」

・9頁（佐藤市長の発言）

「…様々な状況に応じた予算を作成するのは考えることが出来るかと思う。…
~~今から考えていくことができれば予算を検討していくことができる。」~~

~~・9 頁（民生児童委員西田会長）~~

~~「地域への支援をまた示していただけたらと思う。」~~

・10 頁（佐藤市長の発言）

「…地域がどうすればいいか参考となる事例があれば示していただき、一緒に考える機会を作っていきたい。」

・10 頁（民生児童委員平栗）

「地域がやっている活動に飯田市は助言やサポートするスタンスであってほしい。」

・10 頁（佐藤市長の発言）

「…今年度試行錯誤しているが、地区の取り組みを市がサポートする形で出来る人を増やせるよう呼び掛けていきたい。」

・10 頁（太陽学園荒木理事長）

「…フリースクールに通うのに月謝 33000 円ほどかかる。行政から半額は補助金を出してもらえると通える方も増える。…飯田市の補助年間 15 万円ではもっと厳しい。それでも保護者の支援はしたいが、運営が安定していないと支援が出来ない。飯田市にはできれば事業者より保護者を支援してほしい。他の市町村が動いているからではなく、飯田市が率先して取り組んでいってほしい。」

・11 頁（佐藤市長の発言）

「非常に切実な問題。先ほども申し上げたとおり、ご家庭の支援に切り替える。」

※ 松尾地区はまちづくり委員会だけでなく、各種の団体を集めて市長の公約「2050 年日本一住みやすい飯田」にもとづき、「誰もが安心して住みやすい地域づくりを目指して」を懇談会のテーマに絞り込んでいる。

3. 添付資料

資料 1 総務省紹介書（特色ある事例③：長野県飯田市）

特色ある事例③：長野県飯田市

- 飯田市においては、平成17年10月～地域自治区（合併特例及び一般制度）を設置。（20の地域自治区を設置。）
- 地域協議会委員数は計351人。
- うち約80%は公共的団体等を代表するものであり、約20%は公募。
- ※ 地域協議会の委員は、「まちづくり委員会」の推薦（約80%）と公募（約20%）に基づき、市長が選任。
- この「まちづくり委員会」は、地域自治区の区域に対応する形で設置。自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯・防災関連団体等の幅広い各種団体の代表者から構成。
- 「まちづくり委員会」は、地域協議会と緊密に連携をとることで、地域協議会を経由して行政と連携。